

# 入札説明書

## 1 案件に関する事項

2026年6月19日付け一宮市告示第295号における一宮市ICT支援員業務に係る一般競争入札を以下のとおり実施する。

## 2 競争入札参加の申出

(1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加申出書を提出すること。

(2) 提出場所

一宮市役所本庁舎 4階 教育部総務課（一宮市本町2丁目5番6号）

(3) 提出期間

2026年6月19日（金）午前9時から2026年6月29日（月）午後5時まで

(4) 提出期間中に競争入札参加申出書を提出していない者は、入札に参加することはできない。

## 3 本入札案件における質問及び回答

(1) 質問は、次の期間内に電子メールにより提出すること。

2026年6月19日（金）午前9時から2026年6月29日（月）午後5時まで

電子メール：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、2026年7月1日（水）午後4時30分までに一宮市公式ウェブサイトにて一括して行うものとする。

アドレス：

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kyouiku/kyouikusoumu/1044248/1044249/1075956.html>

## 4 入札及び開札日時等

(1) 入札及び開札の日時 2026年7月3日（金）午前10時（厳守）

(2) 入札及び開札の場所 一宮市役所本庁舎5階502会議室

(3) 入札辞退

競争入札参加申出書を提出した者で入札を辞退する場合は、入札時間前には、辞退届を教育部総務課へ直接持参又は郵送（入札前日までに到達するものに限る）にて提出すること。入札執行中には、辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者へ提出すること。競争入札参加申出書を提出した者で辞退届なく入札にも参加しない場合は、始末書の提出を求める。また、指名停止になる場合もあるので注意すること。

(4) 入札の取りやめ等

次の場合には、入札の取りやめ、中止又は延期をすることがある。

ア 談合についての情報があつたとき又はその疑いがあるとき。

イ 予期しない事態が発生したとき。

## 5 落札者の決定方法

- (1) 本入札は、入札後直ちに開札を行うものとし、一宮市契約規則第 43 条第 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定する。落札候補者は別紙 2 により資格確認申請書及び資格確認書類を開札の日から起算して 2 営業日以内までに教育部総務課まで持参により提出すること。
- (2) 落札者となる同価格の入札者が 2 者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない一宮市の職員にくじを引かせる。
- (3) 第 1 回目の入札で落札者がいない場合は、ただちに再入札を行う。ただし、入札回数は、第 1 回を含め 3 回以内とする。また、2 回目の入札は、1 回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は辞退した者は参加することができない。3 回目についても 1 回目を 2 回目と、2 回目を 3 回目と読み替えて考えるものとする。
- (4) 落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合には、当該落札候補者に対して競争入札参加不適合通知書に理由を付し通知する。また、予定価格の範囲内で落札候補者の次に入札金額の低い者（以下「次順位落札候補者」という。）の審査を行うものとする。その際は教育部総務課から次順位落札候補者に対し連絡する。
- (5) 競争入札参加資格不適合通知書を受理した者は、その通知を受理した日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、その理由に対して書面により説明を求めることができる。

## 6 その他

地方自治法第 234 条の 3 の規定により翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

## 7 問い合わせ先

一宮市教育部総務課 学校事務グループ

一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号（郵便番号 491-8501）

電話（0586）85-7070

電子メール：k-somu@city.ichinomiya.lg.jp